

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
【溢水00-01（共通00 別紙4）】									
全般	1	溢水00-01 R23	2023/2/20	・許可時には開示していた部分にマスキングが処されている箇所などがあるため、マスキングが必要な箇所について精査すること。	要	許可時のマスキングも踏まえ設工認申請でマスキングが必要となる箇所を再度確認する。	資料提出に合わせ適宜、対応する		-
別紙4全体	2	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・溢水防護区画はDBとSAでどのようにまとめるのか、整理して説明すること。	要	溢水防護対象設備および重大事故等対処設備について個々に防護区画を設定し、添付書類に記載している。ただし、溢水影響評価の説明を合理的に行うために、双方の情報を含めた区画図を作成し、補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
別紙4全体	3	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・SAとの書き分けについて、現状の整理を示して調整が必要な部分などを明確化すること。	要	SA側で、溢水から防護すべき設備および地震動の条件（1.0Ssまたは1.2Ss）を重事17で明確にした上で、溢水側に引き渡す。 溢水側においては、SA側から引き渡された内容に基づき、溢水00-01 別紙4-3以降で、溢水影響評価や溢水対策設備の設計について展開する。	別紙提出： 2023/3/22  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）	SA	追而
別紙4全体	4	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・共通00の別紙4-3、4-4において、発電炉と比較する箇所不適切な引用が見られるため、合致する箇所を比較すること。	不要	溢水00-01 別紙4全般において、備考欄の炉との比較（差異理由、差異の妥当性）の見直しを行う。構成が変更となった箇所についても比較が容易となるよう別紙4を見直す。	資料反映： 2023/4/中旬 （溢水00-01を修正）		-
別紙4全体	5	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・DB（1.0Ss）とSA（1.2Ss）の差異について、対象となる範囲（施設や溢水防護区画）などを整理して説明すること。	要	1.0Ss時の溢水影響評価の結果と1.2Ss時の溢水影響評価結果を整理した上で、説明性の向上の観点から資料の構成について検討し説明する。また、溢水00-01 別紙4-4に反映する。	別紙提出： 2023/3/22  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）	SA	追而
別紙4全体	6	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・溢水の申請書/補足説明資料では多数の評価、表、図を示すことになるので、どの資料で何を示すのか、目的と内容について整理して説明すること。（内部火災コメントの展開）	要	溢水全般でどの資料で何を説明し、どのような図表を示すのか整理して、別紙にて説明する。（内部火災側と調整）	別紙提出： 2023/3/15		追而
別紙4全体	7	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・添付書類の構成（順番）が、説明すべき順番と整合していない（溢水対策設備の詳細設計に係る説明等が溢水評価結果の後に示される）ため、添付書類の記載を整理して説明すること。	要	溢水対策設備の設計方針は、溢水影響評価結果の前提条件となるため、「別紙4-3 溢水影響に関する評価方針」の次に説明する。また、溢水防護設備に対する設計要求である耐震設計や強度設計については、溢水対策設備の設計方針を踏まえて具体を展開すること、さらにはこれらも溢水影響評価結果の前提条件となることから、溢水影響評価結果の前に説明するものとして説明すべき順番に整合するよう、別紙4の記載順を見直す。	資料反映： 2023/4/中旬 （溢水00-01を修正）		-
別紙4全体	8	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・審査会合資料でも示されている分類定義（溢水対策設備、溢水防護設備）が現状申請書と整合していないため、整理して説明すること。	要	審査会合資料で示している分類定義（溢水対策設備、溢水防護設備）と申請書を整合させるよう整理する。これについては、溢水00-01 別紙1（基本設計方針）、別紙4-1,3,5を見直しし説明する。	資料反映： 2023/4/上旬 （溢水00-01別紙1を修正）  2023/4/中旬 （溢水00-01別紙4を修正）		-

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水による損傷の防止に対する基本方針	9	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/10	・保守セルのプラグについては、耐震側で扱いについて確認するが、開口部としての整理も考えられるため、状況を確認しておくこと。	不要	保守セルのプラグ・開口部の止水性については他条文での議論も踏まえ、別途ヒアリングにて説明する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		追而
溢水による損傷の防止に対する基本方針	10	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/22	基本設計方針では、堰等への設計要求として「基準地震動Ssによる地震力等の溢水の要因となる事象」に対して機能を維持する設計とすることとしているのに対し、添付書類では「等」の記載がなくなっている。考慮すべき荷重、環境要因をふまえ、必要な設計要求を整理すること。	要	溢水の要因となる事象に対して考慮すべき荷重は、溢水水位に応じた静水圧及び基準地震動Ssによる地震力である。考慮すべき環境要因は淡水と化学薬品である。 詳細は別紙に示す。	別紙提出： 2023/3/10	共通12	1
溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4	11	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/10	・溢水防護板に対する設計要件として、不燃性・難燃性材料を適用することが基本設計方針で記載されているにも関わらず、添付書類で記載が消えているので、必要性を確認して適切に整理して説明すること。	要	「防護板は主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いる」旨を溢水00-01 別紙4-1の「2.4.2 被水影響を防止する設備」に追記して説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		—
溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4	12	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/22	・許可、基本設計方針で対策の候補として挙げているものうち、採用しなかった対策（設備）とその理由について明記すること。	要	許可及び基本設計方針で対策の候補として挙げているものうち、採用しなかった設備は、ターミナルエンド防護カバー、蒸気防護板並びに漏えい検知器及び液位計である。詳細設計段階において、これらを設置しなくても溢水防護対象設備に要求される安全機能を損なわないことを確認している。詳細は別紙に示す。 溢水00-01 別紙4-1の「2.4 溢水防護設備の設計方針」に追記する。	別紙提出： 2023/3/10  資料反映： 2023/4/上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）	共通12	2
溢水防護対象設備の選定	13	溢水00-01 R23 別紙4-2	2023/2/20	評価対象設備の選定作業について以下を留意のこと。 ・第1回申請時に共通09にて安重設備に期待する機能を整理しているはずなので、当該機能と紐づけて整理すること。 ・静的機器を理由に除外している配管については、配管自体の安全機能も考慮して除外可否を判断すること。また、配管閉塞については、没水影響だけではなく被水影響も考慮して判断すること ・再精査の進め方の方針確認のため、現状の考え方を事前に説明すること。	要	評価対象設備の選定作業については、共通09で整理した安全機能をふまえ網羅的に評価対象を選定する方法を再整理した。現在、その方法に基づき設備の選定作業中。	別紙提出： 2023/3/15（調整中）  資料提出： 2023/4/上旬 （「1. 設計条件及び評価判断基準」）	評価対象設備の選定	追而
溢水防護対象設備の選定	14	溢水00-01 R23 別紙4-2	2023/2/20	・溢水防護区画図は、火災の防護区画図も参考に、必要な情報を含めて説明すること。	要	溢水00-01別紙4-2の溢水防護区画図及び薬品00-01別紙4-2の化学薬品防護区画図は、区画の境界を明確にし、評価対象の防護対象設備がどの区画に設置されているかがわかるよう見直しし説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		—
溢水評価条件の設定	15	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・SA設備の選定におけるアクセスルートの設定について、操作場所での操作の可否に対する考え方が不足しているので、必要な整理を実施すること。	要	SA対象設備の選定の整理に係る操作場所の整理については、アクセスルートも含めてSA側で説明する。	—	SA	追而

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水評価条件の設定	16	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	被水影響評価の判定基準、結果について以下を整理すること。 ・a～fの判定基準の具体を添付書類の記載で明確にすること。（曖昧な表現の明確化、SAとDBの基準の重複解消など） ・誤解を招かない、読み手にわかりやすい注釈、凡例、結果の示し方を検討のこと。 ・建屋毎に纏めて結果を整理しているものは、その内訳がわからないため、結果を纏めることの妥当性を整理すること。	要	被水影響評価の判定基準を明確化し、影響評価の結果を示す表の記載を適正化し、建屋毎に結果を纏めたものは細分化し説明する。溢水00-01及び薬品00-01の別紙4-3を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定	17	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	蒸気影響評価の判定基準、結果について以下を整理すること。 ・a～eの判定基準の具体を添付書類の記載で明確にすること。（曖昧な表現の明確化、SAとDBの基準の重複解消など）	不要	蒸気影響評価の判定基準を明確化し説明する。溢水00-01及び薬品00-01の別紙4-3を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定	18	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・溢水源除外の評価方針を耐震側でどこで引き渡すか検討のうえ、添付書類を整理して説明すること。	要	溢水源除外の評価方針を耐震側に引き渡すことについて、別紙4-3に評価・対策することは記載しているが、受渡しについては記載がないことから、追記する。	資料反映： 2023/4/上旬 （「2-1.システム設計、構造設計」）	耐震	-
溢水評価条件の設定 2.	19	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水影響評価において、溢水源から除外する場合と、溢水防護設備で影響を緩和する場合は、どのように区分けしているか、考え方を整理すること。	要	基本的な設計の考え方は、既設設備の状態が発生する溢水量に対して、溢水防護対象設備への影響を確認する。溢水防護対象設備への影響が確認されたものに対しては、工事規模と現場施工性をふまえて、溢水量を減らす（溢水源から除外する）場合と、溢水対策設備を設置する場合のどちらかを選択している。	-		-
溢水評価条件の設定 2.	20	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水源の設定において、同じ系統内でも範囲により破損形状が変更する場合などを含め、想定する溢水源について整理すること。	要	同じ系統内でも範囲により破損形状を変更する場合の代表例について別紙にて説明し、別紙4-3の記載を見直す。	別紙提出： 2023/3/24  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定 2.1	21	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水源の設定において、配管の強度評価結果に基づき破損想定を除外しているものに対して、減肉管理といった保守管理に対する考え方も整理して説明すること。	要	破損想定を除外している配管については、減肉管理を必要とする系統と代表箇所を選定し、減肉管理を実施していくこととしている。管理対象の選定や考え方について、補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 2.1	22	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水量の算出にかかる安全率に関して、蒸気影響評価では除外する理由について、発電炉との差異を確認し説明すること。	要 （腐食性ガス）	蒸気影響評価に用いる安全率については、炉との比較を整理し、別紙にて説明する。	別紙提出： 2023/3/17		追而
溢水評価条件の設定 2.1	23	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・評価に用いる溢水量の算出において、同一の系統内でも健全な箇所と破損を想定する箇所が混在している場合に対する考慮が読み取れる記載とすること。	不要	同じ系統内でも範囲により破損形状を変更する場合の代表例について別紙にて説明し、別紙4-3の記載を見直す。	別紙提出： 2023/3/24  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		追而

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水評価条件の設定 2.1	24	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・溢水量の算定において系統保有量を安全率で乗算している理由について、不確かさを踏まえて説明すること。	要	系統保有量について、その不確かさを整理した上で安全率で乗算した根拠を別紙で説明する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定 2.2	25	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外の消火栓からの溢水量に関する発電炉との比較において、備考欄の記載が適切ではないため、内容を確認の上、整理して説明すること。	不要	屋外からの消火栓については、別紙4-3備考欄の記載の適正化を図り、発電炉との差を説明する。これについては、溢水00-01 別紙4-3に反映する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-1.システム設計、構造設計」）		-
溢水評価条件の設定 2.3	26	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・使用済燃料貯蔵プール、ピットのスロッシング評価において、通常と異なる状態（蓋の一時的な取外し）による評価への影響について、整理して説明すること。	不要	通常と異なる状態（保守点検時の蓋の一時的な取外し等）を考慮し、蓋を考慮しない解析モデルにてスロッシング量の評価を実施し、現評価のスロッシング量への影響を確認する。詳細は別紙に示す。 通常と異なる状態を考慮している旨は、溢水00-01 別紙4-3の「2.3.2 溢水量の設定」にて記載し、影響確認結果を補足説明資料にて説明する。	別紙提出： 2023/3/10  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		3
溢水評価条件の設定 2.4	27	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・その他の溢水のうち、屋外タンク等の損傷による溢水において、溢水源とする設備リストに記載のない設備の申請上の扱いについて整理すること。また、設定の考え方については、添付書類への記載を整理すること。	不要	屋外の溢水源については、設工認申請対象設備又は設工認申請対象外のものがある。溢水影響評価において、溢水源として設定している屋外タンク等を整理し、補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 2.4	28	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外タンク等の損傷による溢水において、評価上設定する保守性（地下ピットの保有水は全量スロッシングで溢水する想定にしていること、耐震性のある冷却塔が地震で損壊する想定としていること）については、説明の合理性も考慮して整理し説明すること。	不要	敷地内にある屋外タンクについては、全て溢水源としている。また、地下ピットについては全量を敷地に流出することとして評価する設計の考え方としていることを補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 2.4	29	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・その他の溢水で想定する自然現象について、考慮すべき事象全体を列挙したうえで発電炉と比較し、過不足を整理すること。	要	詳細設計段階において、その他の溢水で想定する自然現象について、発電炉と比較したうえで、考慮すべき自然現象及び人為による事象の検討要否を整理し、別紙にて説明する。これについては、溢水00-01 別紙4-3に反映する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定 3.2	30	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水経路の設定において、バウンダリとして考慮するもの、しないものが不明確な記載となっている箇所があるため、全体的に記載を整理して説明すること。	要	溢水00-01別紙4-3の「3.2 溢水経路の設定」の記載について整理し、説明する。これについては、溢水00-01 別紙4-3に反映する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 3.2	31	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・管理区域外漏えいについて、どの条文で説明するのか、また、溢水評価への影響はないかを整理すること。	不要	溢水条文の中で、閉じ込め要求の堰（施設外漏えい防止堰）の存在を前提として溢水経路を評価することとし、補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）	閉じ込め	-

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水評価条件の設定4.	32	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水評価におけるアクセス通路部について、「原則」として水位の基準を設けているにも関わらず、さらに評価により判定基準を設定しており、基準が不明確であるため、整理すること。	要	溢水影響評価におけるアクセス通路部に係る水位の判定基準について整理し、説明する。溢水00-01別紙4-3の「4. 溢水評価」に追記する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定4.	33	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気遮断弁の動作に係る応答遅れ等、数値の根拠を説明すること。	不要	蒸気遮断弁の動作に係る応答遅れ等、数値の根拠については補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		—
溢水評価条件の設定4.	34	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・漏えい検知器について、評価上は期待しないが、実際は期待しているところがあるように読み取れたので、設工認なので、期待するものは何か、ということをはっきり説明すること。	要	通常運転時の監視や現場巡視による溢水の検知・隔離により、溢水防護対象設備の健全性を確保できるため、溢水対策設備としての漏えい検知器による検知は期待していない。 詳細は別紙に示す。	別紙提出： 2023/3/10	共通12	4
溢水評価条件の設定4.1	35	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・床勾配による保守性の考え方について、現実的としている設定が平均的な話となっており、保守性を示すものとなっていないため、根拠を踏まえて説明すること。	要	再処理施設における床勾配については、現場の床勾配に則した設計の考え方について整理し、補足説明資料にて説明する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定4.1	36	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外の溢水評価について、発電炉との章構成の違いにより比較していないが、比較対象が存在しているので、適切に整理して比較すること。	不要	溢水00-01 別紙4全般において、備考欄の炉との比較（差異理由、差異の妥当性）の見直しを行う。構成が変更となった箇所についても比較が容易となるよう別紙4を見直す。	資料反映： 2023/4/中旬 （溢水00-01を修正）		—
溢水評価条件の設定4.1	37	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外タンク等の破損による溢水に対し、発電炉では局所的な評価を実施し、再処理では実施していないが、この必要性から整理して説明すること。	不要	再処理施設における屋外タンク等と溢水防護建屋との配置条件を整理し、局所評価の要否について検討する（現在検討中）。これを踏まえて、別紙にて説明し、補足説明資料に反映する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		追而
溢水評価条件の設定4.1	38	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・地下水の流入による溢水評価について、止水措置を施して流入防止対策を図るとする一方で、溢水評価も行うとしており、地下水からの防護方針が不明確。記載を整理して説明すること。	不要	溢水防護建屋における地下水の流入を防止する境界と、境界における流入防止対策を明確にした上で、評価方法を整理し、溢水00-01 別紙4-3の「4.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価方法」にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		—
溢水評価条件の設定4.1	39	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・屋外で発生する溢水に対する影響評価について、炉と異なる章構成としていることが、却って内容を複雑にしている面もあるため、どちらが良いか整理して説明すること。	要	屋外で発生する溢水に対する影響評価について、再処理施設としての考え方を整理し、別紙で説明する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （溢水00-01を修正）		追而

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水評価条件の設定 4.2	40	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・被水影響評価における一部の炉との差異（炉では、溢水源と防護対象の間に遮蔽物（障壁）があったとしても、溢水源と防護対象が同一区画にある場合には、被水影響を受けるものとして整理）の考え方、再処理の妥当性を添付書類で示すこと。 ・遮蔽物（障壁）の位置づけ（設計要求）、管理（CM）を整理すること。	要	再処理施設の被水影響評価については、内部溢水影響評価ガイドを参考に障害物を考慮し、評価している。溢水00-01 別紙4-3の「4.2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価方法」を修正する。 溢水・化学薬品評価で期待している設備について改造工事等により評価結果に影響がないことを確認することについて、その運用管理を保安規定に定めることとしている。保安規定の記載等は関係部署と調整中。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 4.3	41	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/10	・蒸気影響評価における空調条件の設定について、発電炉との差異があるため、発電炉の考え方を確認の上で比較して、記載を適正化すること。	不要	再処理施設においては、想定破損を起因として空調設備が機能喪失することはないことから、空調設備が運転した状態で評価を実施しており、現状の評価で問題ないと考えている。	-		-
溢水評価条件の設定 4.3	42	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気曝露試験の結果について不明な点（試験前、中、後の判定内容について空欄がある）を整理して説明すること。	不要	各試験で要求される状態に対する判定基準を踏まえて適正化する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「第2-8表 蒸気曝露試験内容及び結果」に記載する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 4.3	43	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気曝露試験における環境条件の設定において、再処理では「圧力」を考慮していない理由を示すこと。	不要	蒸気曝露試験では圧力を考慮した試験を実施している。よって、「圧力」の考慮について記載する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「4.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価方法」のうち「b. 蒸気曝露試験及び蒸気影響机上評価」を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水評価条件の設定 溢水影響に関する評価	44	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・評価に用いる数値の丸め方（処理桁数、切り上げ/切り捨て）によっては、判定基準を満足しない可能性もあるため、留意すること。	要	評価に用いる数値については、保守的になるように設定していることを別紙にて説明する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水影響に関する評価 2.1	45	溢水00-01 R23 別紙4-4	2023/2/22	・地下水に係る影響評価について、一部は、建屋外壁ではなく建屋内に設けた境界で流入を防止を図っていることが読みにくい。添付書類の記載を整理して説明すること。	不要	溢水防護建屋における地下水の流入を防止する境界と、境界における流入防止対策を明確にした上で、溢水00-01 別紙4-3の「4.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価方法」にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計	46	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・堰、防水扉、水密扉（水密ハッチ含む）の用途、使い分けを明記すること。	不要	溢水水位や、荷物の搬入等を考慮して、堰、防水扉及び水密扉の使い分けをしている。 詳細は別紙に示す。 用途、使い分けの考え方を溢水00-01別紙4-5に追記する	別紙提出： 2023/3/10  資料反映： 2023/4/月上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）	共通12	5

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
溢水防護設備の詳細設計	47	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・使用済燃料貯蔵プール・ピットに設置する蓋の耐震性に係る設計要求、評価方法を整理して説明すること。	不要	蓋の設計要求である「地震に対してスロッシング水量を低減する性能が損なわれない設計」等に対し、必要な評価を実施する。 詳細は別紙に示す。 溢水00-01別紙4-5にて耐震性に係る設計方針を追記する。耐震性に係る評価結果は補足説明資料にて説明する。	別紙提出： 2023/3/10  資料反映： 2023/4/月上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）	共通12	6
溢水防護設備の詳細設計 3.1, 4.1	48	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・溢水対策設備の分類（流入防止、溢水量低減など）を要求事項をふまえ再整理し、添付資料構成を整理して説明すること。	要	溢水対策設備について、要求される機能毎に溢水対策設備の分類を再整理し、別紙で説明するとともに、溢水00-01 別紙4-5の「3.1 溢水伝播を防止する設備」及び「4.1 溢水伝播を防止する設備」に反映する。	別紙提出： 2023/3/17  資料反映： 2023/4/月上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）	共通12	追而
溢水防護設備の詳細設計 4.1	49	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・防水扉・水密扉の確認試験における試験時間（1時間）の設定根拠を整理して説明すること。	不要	再処理施設において、防水扉・水密扉における試験時間の設定根拠について整理し、補足説明資料で説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計 4.1	50	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・貫通部止水処置におけるシール材のうち、モルタルは試験対象外としている理由（根拠）を整理して説明すること。	不要	モルタルは壁と同材であり、止水性が見込まれることから試験の対象外としている。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.1.4 貫通部止水処置の設計方針」に追記する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計 4.1	51	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・貫通部止水処置の複数のパターン用途、使い分けを整理して説明すること。	不要	再処理施設における貫通部止水処置について、場所に応じた貫通部止水処置方法を整理し、溢水00-01 別紙4-5の「4.1.4 貫通部止水処置の設計方針」にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計 4.1	52	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・溢水防護板の構造概要図について、溢水源、防護対象の位置関係が示されないと、構造の妥当性が確認できないため、必要な情報を図示すること。	要 （薬品防護板）	溢水防護板の構造概要図について、溢水源、防護対象の位置関係が示せるように図を見直す。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.3 蒸気影響を緩和する設備」を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計 4.2	53	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・温度検出器（測温抵抗体）の図中に部位（端子部）の注釈を明記すること。	不要	温度検出器（測温抵抗体）の図中に部位（端子部）の注釈を追記する。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.2 被水影響を防止する設備」を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
溢水防護設備の詳細設計 4.4	54	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・地震計は設置するにも係わらず添付書類1に記載がないため適性化を図ること。	不要	地震計に係る設計方針を、溢水00-01別紙4-1の「2.4 溢水防護設備の設計方針」に追記する。	資料反映： 2023/4/月上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）		-
その他	55	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・使用している計算式について、全体を確認して必要に応じて整理して説明すること。	要	強度計算書も含めて使用している計算式を確認の上、必要に応じて修正することとし、溢水00-01 別紙4-8～4-15を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-
その他	56	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・使用する数値・計算式については、その根拠を明確化して、説明を拡充すること。	要	強度計算書も含めて使用する数値・計算式の根拠を明確化し、説明を拡充することとし、溢水00-01 別紙4-8～4-15を見直しする。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		-

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類（キーワード）	No.								
【コメントに対する対応方針（溢水）】									
全般	57	コメントに対する対応方針（溢水）	2023/3/3	・ 今後の進め方として、本資料を活用してコメントへの対応方針を確認する。	要	今後の進め方として、「コメントに対する対応方針（溢水）」に原燃の対応方針を的確にわかりやすく記載し、ご説明していく。	適時		—
全般	58	コメントに対する対応方針（溢水）	2023/3/3	・ 各項目に対して、優先度を踏まえた週単位程度のスケジュールを提示し説明すること。	要	各コメントについては、優先度を設定し「溢水／化学薬品漏えい 対応スケジュール」に反映の上、ご説明していく。	適時		—
全般	59	コメントに対する対応方針（溢水）	2023/3/3	・ 溢水対策設備、溢水源の除外については、共通12に先駆けて方針決定する必要があるため、溢水条文で選定の考え方を整理すること。	要	共通12をご説明する前に、溢水影響評価にて対策が必要となる設備に対する措置方法（溢水対策設備の設置または溢水減の除外）について考え方を整理して別紙にてご説明する。	別紙提出： 2023/3/24	共通12	—
溢水評価条件の設定 2.	60	コメントに対する対応方針（溢水）	2023/3/3	・ 溢水源、溢水量の設定において、1系統中に複数の破損形状を想定している理由を説明すること。また、溢水源の除外は評価条件の設定ではなく、設計として整理すること。 【No. 20, 23と同様のコメント】	要	同じ系統内でも範囲により破損形状を変更する場 合の代表例について別紙にて説明し、別紙4-3の記 載を見直す。	別紙提出： 2023/3/24  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2.解析・評価 等」）		追而



コメント管理 No. 10

【コメント】

基本設計方針では、堰等への設計要求として「基準地震動 $S_s$ による地震力等の溢水の要因となる事象」に対して機能を維持する設計とすることとしているのに対し、添付書類では「等」の記載がなくなっている。考慮すべき荷重、環境要因をふまえ、必要な設計要求を整理すること。

【回答】

基本設計方針において「等」を記載した理由は、第1回認可時においては、具体的に溢水影響評価についてお示ししていなかった。

第2回申請においては、溢水影響評価並びに溢水対策設備について詳細設計が完了したことから、個々の溢水対策設備毎に考慮すべき荷重並びに環境条件を整理したことにより「等」の記載を削除した。

溢水の要因となる事象は、想定破損、消火水等の放水、地震起因及びその他の溢水の4事象である。

これらの事象に対して考慮すべき荷重としては、溢水水位に応じた静水圧及び基準地震動 $S_s$ による地震力である。

また、環境要因としては、溢水として発生する液体は淡水及び化学薬品である。

化学薬品については、「第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」にて説明する。

溢水水位に応じた静水圧に係る記載

溢水水位に応じた静水圧以外の荷重及び環境要因に係る記載。  
溢水の要因となる事象を踏まえ、荷重は基準地震動 $S_s$ による地震力のみ、環境要因は淡水となる。

(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁は、壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより、溢水防護区画外の溢水に対して、流入を防止する設計とする。  
また、溢水防護対象設備周囲に設置する堰は、溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。  
流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は、発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、基準地震動 $S_s$ による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。

(第1回設工認申請書 基本設計方針 「7.3.5 溢水防護設備」抜粋)

以上

コメント管理 No. 12

【コメント】

許可，基本設計方針で対策の候補として挙げていたもののうち，採用しなかった対策（設備）とその理由について明記すること。

【回答】

事業許可及び第1回認可時の基本設計方針では，自動検知・遠隔隔離システム\*，ターミナルエンド防護カバー及び蒸気防護板の対策により，溢水防護対象設備を蒸気影響から防護することとしていた。

詳細設計段階における設計プロセスとしては，自動検知・遠隔システムによる蒸気遮断を前提とした蒸気拡散解析を実施し，その結果に基づき，必要に応じて蒸気量を制限するためのターミナルエンド防護カバーを設置することとしていた。

また，必要に応じて蒸気の直接噴出から溢水防護対象設備を防護するために蒸気防護板を設置することとしていた。

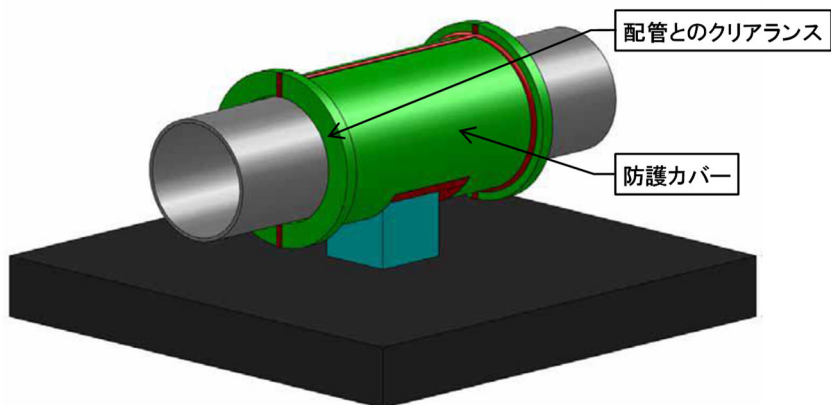
蒸気影響評価を実施した結果，ターミナルエンド防護カバーを設置しなくても，溢水防護対象設備に要求される安全機能を損なわないことが確認できたことから，ターミナルエンド防護カバーは設置しないこととした。

直接噴出による影響については，詳細設計において蒸気暴露試験又は机上評価の結果により，蒸気防護板を設置しなくても，溢水防護対象設備に要求される安全機能を損なわないことが確認できたことから，蒸気防護板を設置しないこととした。

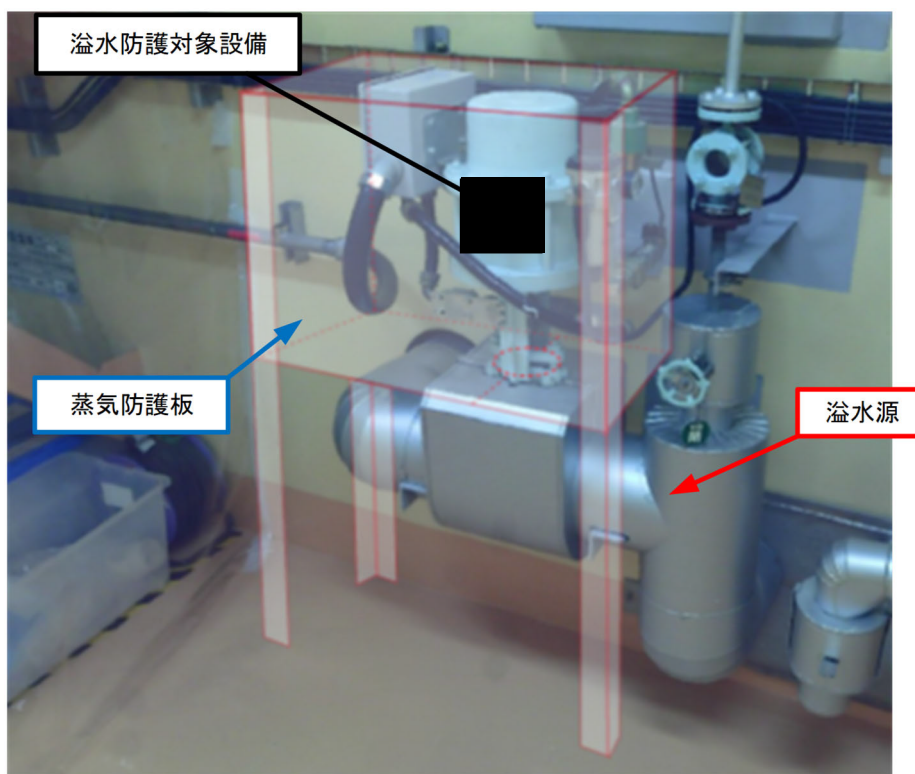
注記 \*：自動検知・遠隔隔離システムは，蒸気漏えいによる区画内の温度上昇を検知して蒸気配管又はダクトを隔離し，区画内に漏えいする蒸気量を低減する設備である。

事業許可及び第1回認可時の基本設計方針では，漏えい検知器及び液位計により溢水量を低減する対策を行うことで，溢水防護対象設備を没水影響から防護することとしていた。

詳細設計段階において没水影響評価を実施した結果，漏えい検知器及び液位計を新規に設置して隔離時間の短縮を図らずとも，通常運転時の監視（廃液受槽の液位上昇等）や現場巡視による溢水の検知・隔離により，溢水防護対象設備に要求される安全機能を損なわないことを確認できたため，漏えい検知器及び液位計は設置しないこととした。



ターミナルエンド防護カバーのイメージ



蒸気防護板のイメージ

以上

コメント管理 No. 26

【コメント】

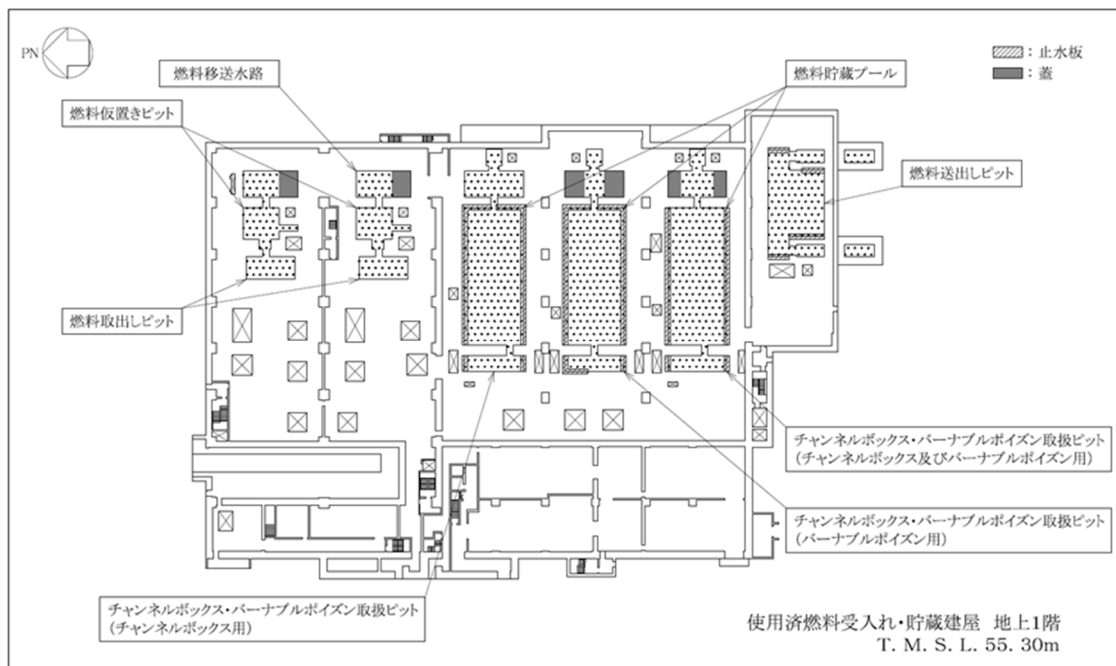
・使用済燃料貯蔵プール、ピットのスロッシング評価において、通常と異なる状態（蓋の一時的な取外し）による評価への影響について、整理して説明すること。

【回答】

使用済燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量（以下、「スロッシング量」という。）の評価は、通常運転時には蓋が設置された状態であるため、解析モデルの設定においても蓋を考慮しているが一部の蓋については、水中機器（リミットスイッチ、カメラ）の保守点検時、IAEA査察対応等の非定常運転時において一時的に蓋の取外しが必要であることを確認したため、一時的に取外しが必要な蓋を考慮しない解析モデルにてスロッシング量の評価を実施し、既存評価のスロッシング量への影響を確認する。

(1) 現状

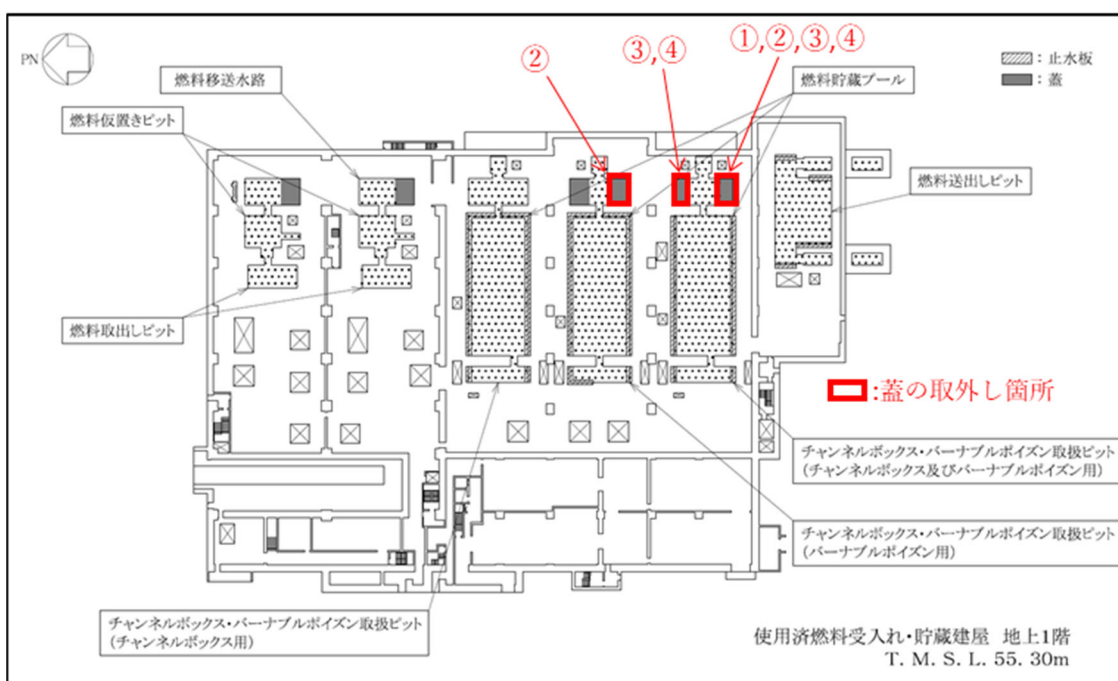
燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量（以降「スロッシング量」という。）の評価における解析モデルには、通常運転時には設置された状態となる蓋を解析モデルに考慮している。



(2) 一時的に取外しが必要となる蓋について

蓋の取外しが必要となる作業及び取外しが必要な蓋の配置については以下の通り。

作業内容	状態	作業頻度	取外し期間
①水中リミットスイッチの点検	保守点検	1回/年	約21日/回
②水中カメラの点検	保守点検	1回/年	約14日/回
③IAEA査察対応	非定常運転	1回/年	3日/回
④燃料収納缶の取扱い	非定常運転	約10回/年	1日/回

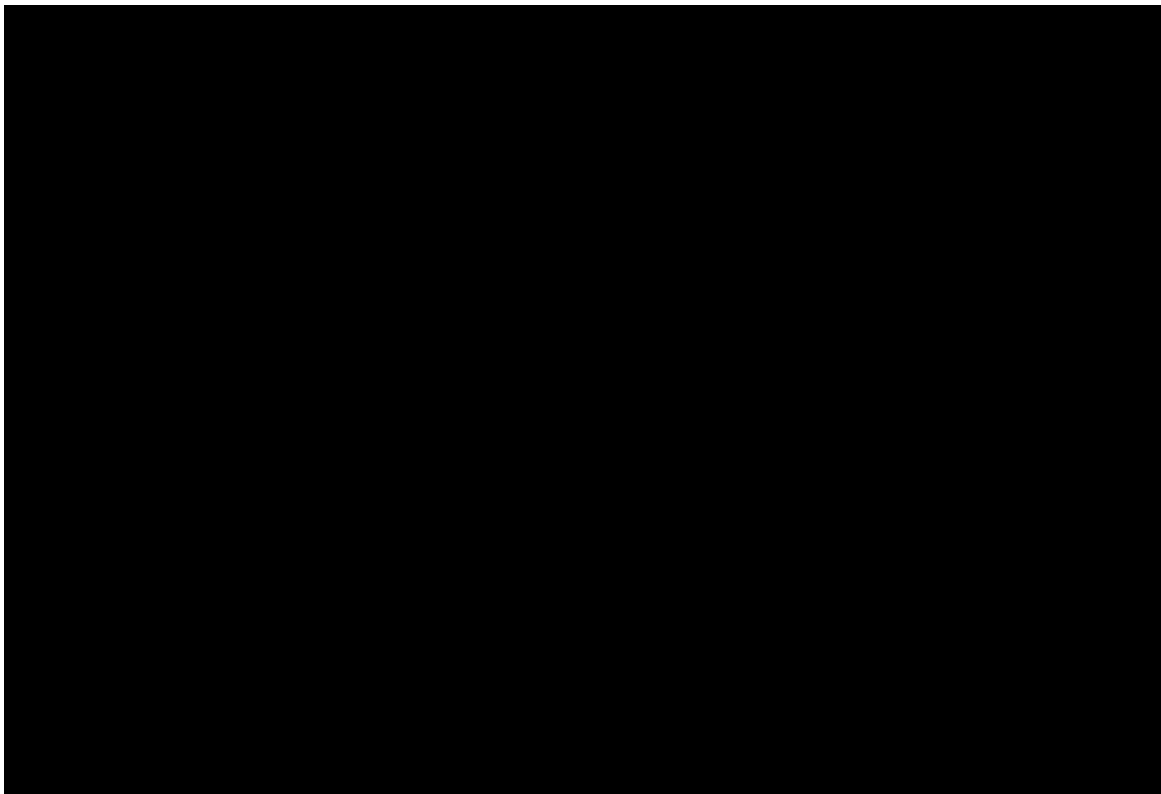
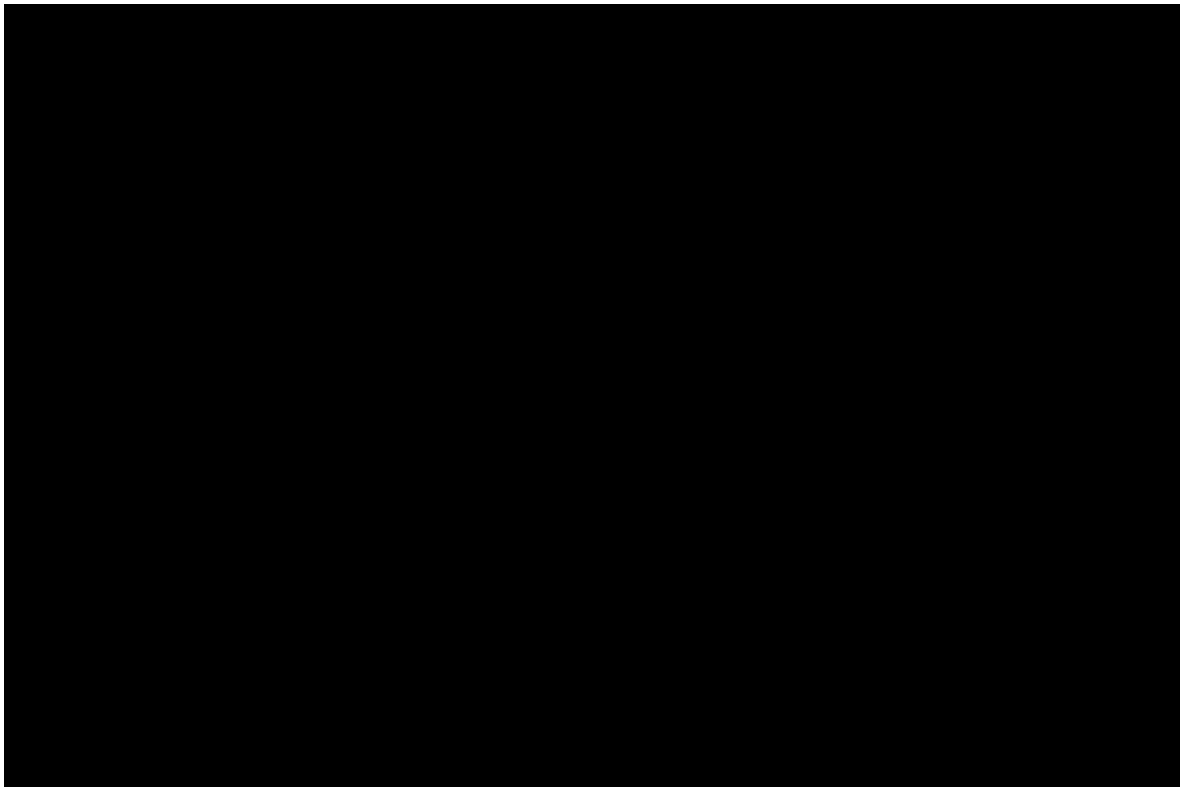


(3) 蓋の取外した場合の解析モデルについて

現状の解析モデルは、橙色の範囲に溢れた水はスロッシング量として積算しており、燃料貯蔵プール・ピット等から溢れた水は、再び燃料貯蔵プール・ピット等へ戻らないように保守的な解析モデルでスロッシング量の評価を実施している。

現状と同様の解析モデルで蓋の取外しを考慮した場合、スロッシング量が増加することは明らかであるため、蓋取外し時の影響確認においては燃料貯蔵プール・ピット等の形状を踏まえ実態に沿った解析モデルとする。

具体的には、解析モデルにおいて燃料貯蔵プール・ピット等の内側（NS方向）に張り出している床面は、床面を介した燃料貯蔵プール・ピット等同士の水の移動（EW方向）が期待できるため、当該床面を解析モデルへ考慮し、実態に沿ったスロッシング量の評価を行う。



■ : 商業機密の観点から公開できない箇所

(4) 影響確認の解析条件

項目	解析条件	
	現状	影響確認
地震動	Ss, 1.2 Ss	同左
初期水位	「高」, 「低」, 「サイフォン」	「高」※1
解析モデル	止水板、蓋を考慮	止水板、常時設置の蓋は考慮し、一時的に取外す蓋は全て考慮しない※2
	燃料貯蔵プール・ピット等の外側に溢れた水は戻らないようモデル化	燃料貯蔵プール・ピット等の実形状を踏まえ、燃料貯蔵プール・ピット等の内側に張り出している床面をモデル化し、燃料貯蔵プール・ピット等間での床面を介した水の移動を考慮
	燃料貯蔵プール・ピット等の水中機器はモデル化しない	同左

- ※1：影響確認における初期水位については、溢水量が多くなる初期水位「高」により影響確認を実施する。（初期水位の違いによるスロッシング量への影響については、同様の挙動を示すことが考えられる。）
- ※2：蓋の取外し箇所は、燃料移送水路に設置している6箇所中3箇所である。また、3箇所を同時に取外すことはないものの、保守的に3箇所全てを取外した状態でモデル化する。



コメント管理 No. 34

**【コメント】**

漏えい検知器について、評価上は期待しないが、実際は期待しているところがあるように読み取れたので、設工認なので、期待するものは何か、ということをはっきり説明すること。

**【回答】**

溢水対策設備としての漏えい検知器及び液位計は、溢水の発生を検知し、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離するために設置する設備である。

一方、通常運転時の監視(廃液受槽の液位上昇等)や現場巡視による溢水の検知・隔離により、溢水防護対象設備の健全性を確保できるため、溢水対策設備としての漏えい検知器及び液位計による検知は期待していない。

以上

コメント管理 No. 46

【コメント】

堰、防水扉、水密扉（水密ハッチ含む）の用途、使い分けを明記すること。

【回答】

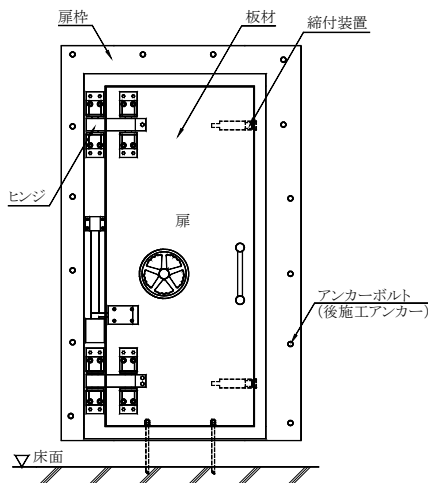
堰、防水扉、水密扉（水密ハッチ含む）は、いずれも想定される溢水水位に対して止水性を維持することで溢水伝播を防止する設備であり、以下に使い分けの考え方を記載する。

「水密扉」（水密ハッチ除く）とその他の「防水扉・堰」の使い分けについては、溢水水位が天井に到達するような高い水位となる場合には水密扉、それ以外は防水扉又は堰となる。

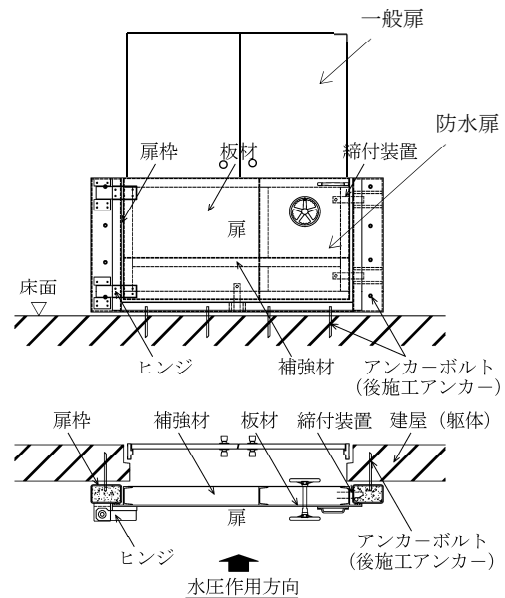
防水扉と堰の使い分けについては、原則として堰を設置することとし、堰高さが50cmを超える場合は、アクセス時に容易に跨ぐことができないため階段等を追設する又は荷物の搬入も考慮して防水扉を設置するものとする。

ただし、例外として堰高さが50cm以下となる場合でも、荷物の搬入時に障害となる場合は防水扉を設置する。

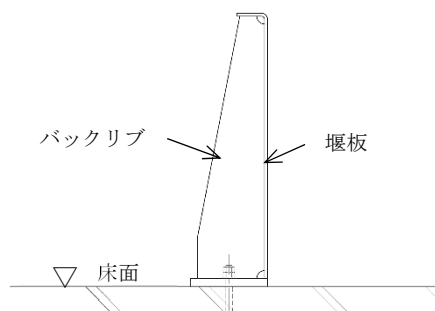
水密ハッチは、天井からの溢水伝播を防止する設備であるため、上記の水密扉、防水扉、堰とは開閉方向の違いにより使い分けている。



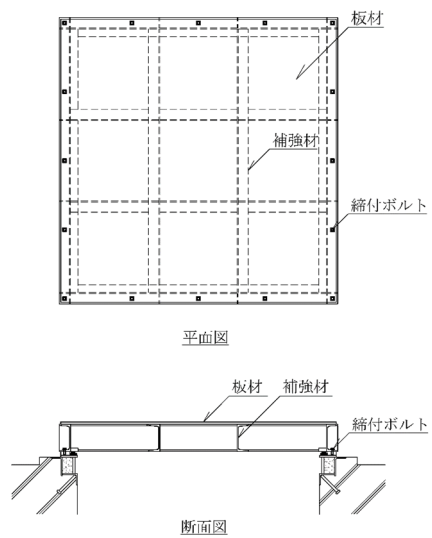
水密扉の構造図(例)



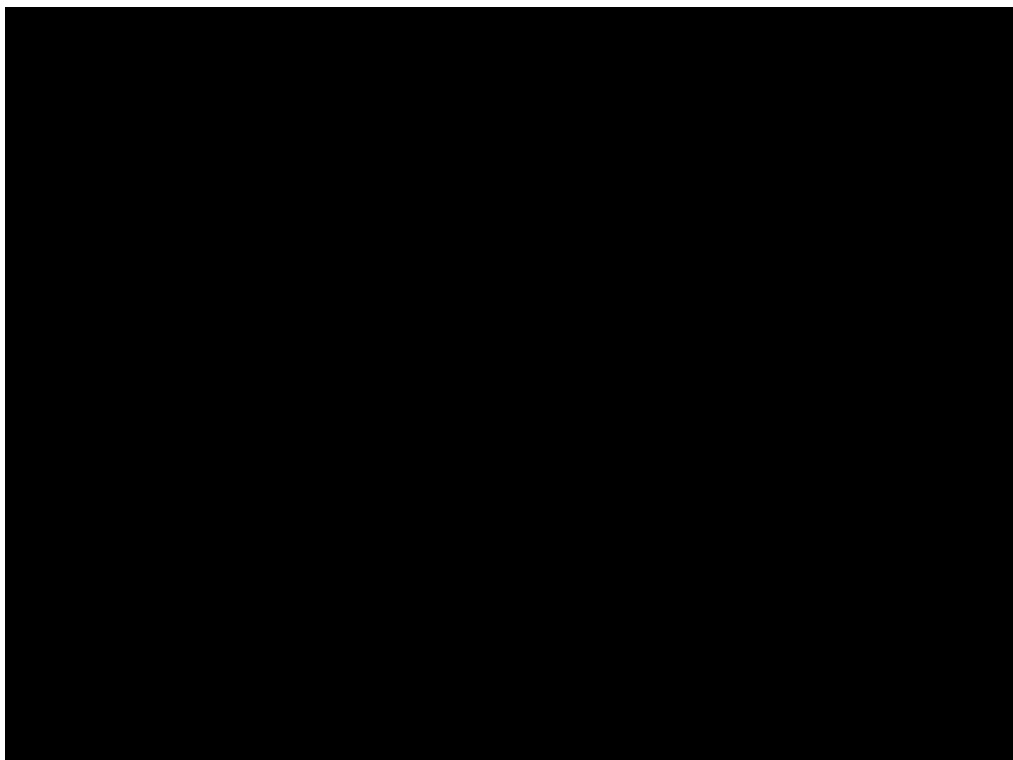
防水扉の構造図(例)



堰の構造図(例)

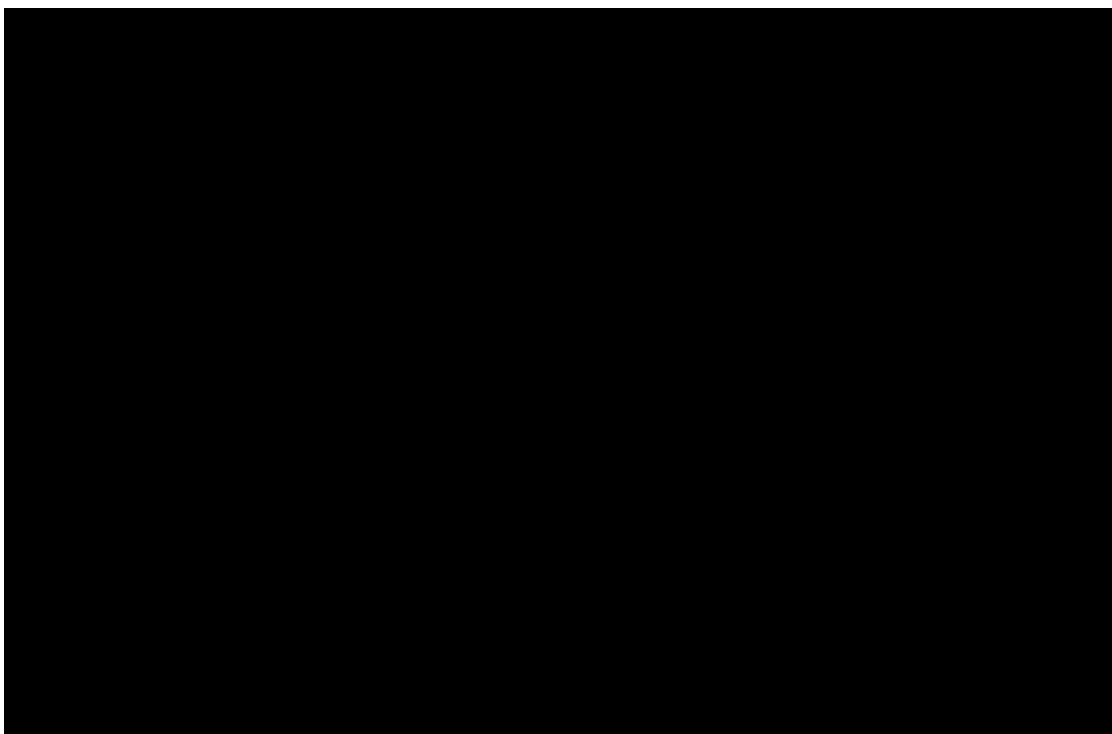


水密ハッチの構造図(例)

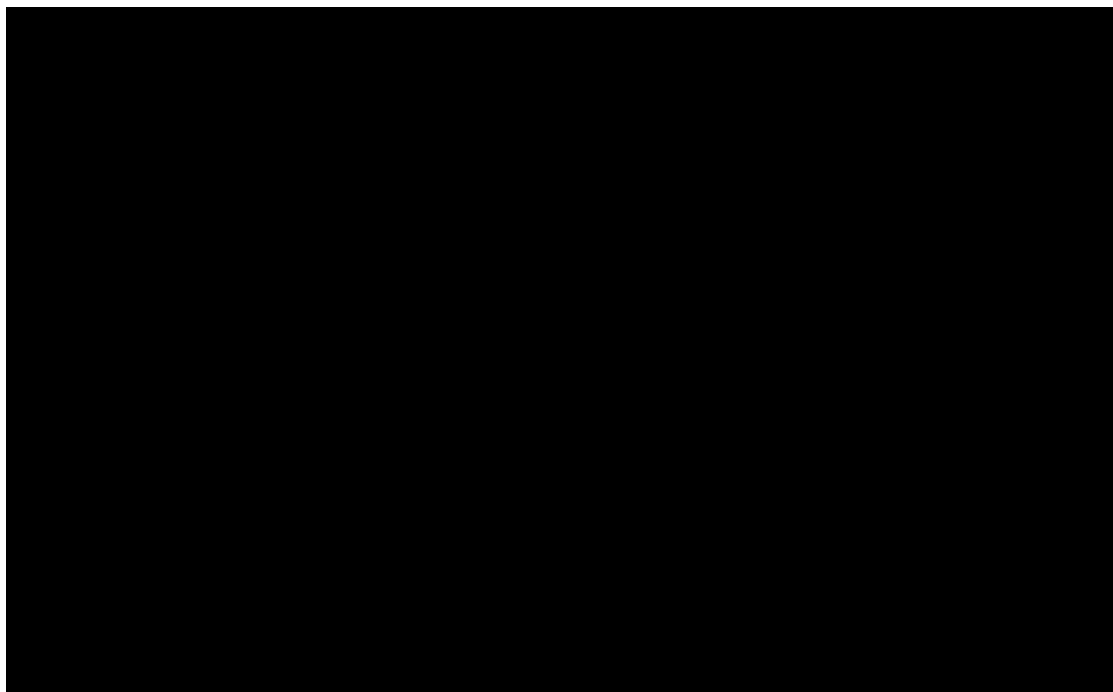


水密扉の配置図(例)

■ : 商業機密の観点から公開できない箇所

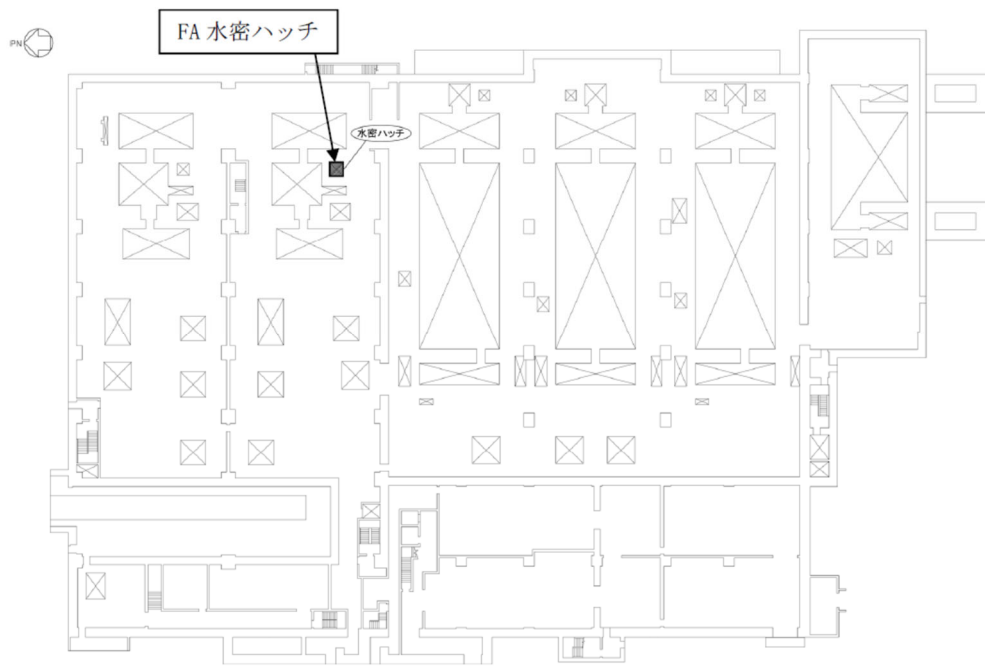


防水扉の配置図(例)



堰の配置図(例)

■ : 商業機密の観点から公開できない箇所



水密ハッチの配置図

以上

コメント管理 No. 47

**【コメント】**

使用済燃料貯蔵プール・ピットに設置する蓋の耐震性に係る設計要求，評価方法を整理して説明すること。

**【回答】**

○設計要求

設計要求である「地震に対してスロッシング水量を低減する性能が損なわれない設計」に対し、「添付書類VI-1-1-6-5 溢水防護設備の詳細設計」において設計要求に対する記載がないため、記載を修正する。

○評価方法

蓋は、床面等への固定端がない可搬型設備であり、地震起因による燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量を低減する必要があることから、耐震性に対する評価として以下を示す。

- ① スロッシングによる溢水量の低減機能の確認
  - ・スロッシング固有周期と共振しないように20Hz以上となる設計としている
  - ・鉛直方向の地震に対して浮上がらない
- ② 燃料移送水路への落下の可能性確認
  - ・水平方向の地震に対するずれにより、燃料移送水路へ落下しない

以上

## コメントに対する対応方針（化学薬品）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類 (キーワード)	No.							
【薬品00-01（共通00 別紙4）】								
別紙4全体	1	薬品00-01 R21 別紙4-1～5	2023/2/10	・化学薬品の漏えい評価において、漏えいを発生させない対応を採るというコンセプトは、全体説明に大きくかわることから、冒頭でしっかりと説明すること。	化学薬品の漏えい評価において、漏えい源の除外により漏えいを発生させない対応を採るというコンセプトを、薬品00-01 別紙4-1及び4-3に追記して説明する。	資料反映： 2023/4/月上旬 （「1. 設計条件及び評価判断基準」）		—
化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6	2	薬品00-01 R21 別紙4-1	2023/2/10	・薬品防護設備について、溢水防護設備と兼用するものはないのであれば、その旨を明記すること。	薬品の漏えいについては、耐震・応力評価及び補強を行うことで、漏えいを生じさせないことを基本の対応とすることにより、溢水防護設備と兼用とするものはない。これについては、薬品00-01 別紙4-1の「2.6 化学薬品防護設備の設計方針」に明記する。	資料反映： 2023/4/月上旬 （「2-1. システム設計、構造設計」）		—
化学薬品防護対象設備の選定	3	薬品00-01 R21 別紙4-2	2023/3/3	・評価対象設備の選定について、溢水での見直しと同様に対応している状況について、適時報告すること。	溢水と同様に確認作業を実施しており、確認作業完了後、補足説明資料に記載して説明する。	別紙提出： 2023/3/24（調整中）  資料反映： 2023/4/月上旬 （「1. 設計条件及び評価判断基準」）		追而
化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1	4	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	・想定破損による化学薬品の漏えい量として有意値が記載されている箇所がある（申請書にて確認）が、薬品は一般共同溝以外では漏えいしない認識であり、実際の状況を説明すること。	想定破損においては、ターミナルエンドは漏えい源として設定しており、一般共同溝以外でも前処理建屋、分離建屋他で漏えいが発生する。ただし、当該の漏えいによって影響を受ける評価対象設備はない。この内容について、薬品00-01 別紙4-3に追記して説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		—
化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1	5	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	・漏えい源の設定において、漏えい源から除外する配管に対する保守管理はどのように考慮するか、説明すること。	破損想定を除外している配管については、減肉管理を必要とする系統と代表箇所を選定し、減肉管理を実施していくこととしている。管理対象の選定や考え方について、補足説明資料にて説明する。	資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		—
化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3	6	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	・地震起因による化学薬品の漏えいについても、一般共同溝以外で漏えい量が記載されているが、記載を確認し、実際の状況を説明すること。	地震起因による化学薬品漏えいについては、一般共同溝以外でも前処理建屋及び精製建屋のセル内で漏えいが発生する。ただし、当該の漏えいによって影響を受ける評価対象設備はない。この内容について、薬品00-01 別紙4-3に追記して説明する。	別紙提出： 2023/3/24  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		追而
化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3	7	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	・一般共同溝内で発生した漏えいが接続する建屋に影響しないことを整理すること。	一般共同溝内で発生した薬品漏えいについて、一般共同溝と接続建屋との位置関係から漏えいした薬品が伝搬しないことを確認済みであり、別紙で説明する。	別紙提出： 2023/3/24  資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）		追而
化学薬品の漏えい評価方法 4.	8	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	・アクセス通路部において、薬品ではその影響も考慮する必要があるが、溢水と同じ考え方でよいかを説明すること。	溢水と同様にSAのアクセスルートが該当するが、薬品漏えい時は対応する防護具を装着して対応可能であることから、それ以外のアクセス性については溢水と同じ考え方であることを整理し、説明する。なお、防護具に関する記載については、SAの添付書類（VI-1-1-4-2-2）に記載済みである。	—	SA	追而

コメントに対する対応方針（化学薬品）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	対応方針（回答方針）	対応スケジュール	他条文、共通資料との関係有無	別紙No.
分類 (キーワード)	No.							
化学薬品の漏えい評価方法 4.1	9	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	<p>・屋外の漏えい評価の液位算出において、評価方法(b)に記載の90度広がりについて、理由を含めて考え方を整理して説明すること。</p>	<p>タンクローリからの破損想定については、タンクローリは構内道路を移動することから特定した場所での破損想定はできない。 タンクローリの移動経路から最も近い薬品防護建屋及び屋外にある薬品防護対象設備に対して、タンクローリが最接近した場所で損傷することを想定し、薬品防護建屋及び屋外にある薬品防護建屋に向かって薬品が一定の広がり(90度)で伝搬するとした評価の考え方を補足説明資料に記載して説明する。</p>	<p>別紙提出： 2023/3/24</p> <p>資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）</p>		追而
化学薬品の漏えい評価方法 4.1	10	薬品00-01 R21 別紙4-3	2023/3/3	<p>・屋外の漏えい評価について、溢水とは評価方法が異なる（溢水は評価範囲全体に一律に広がる）が、この違いについて、それぞれの評価に対する保守性を含めて説明すること。</p>	<p>溢水評価における溢水源は、化学薬品漏えい評価における漏えい源と異なる。 各々の評価の違いについては、整理して補足説明資料で説明する。</p>	<p>別紙提出： 2023/3/24</p> <p>資料反映： 2023/4/中旬 （「2-2. 解析・評価等」）</p>		追而